

令和 3 年 6 月 30 日
 (名称) 諏訪市地域公共交通協議会
 (代表者名) 会長 前田 孝之

| |
|--|
| 生活交通確保維持改善計画の名称 |
| 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画 (計画期間：令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日) |

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

諏訪市では、地域住民や来訪者等の交通需要への対応として、平成24年2月3日に諏訪市地域公共交通協議会を設立した。地域公共交通のあり方を模索し、平成25年度には『諏訪市生活交通ネットワーク計画』を策定した。

当市における公共交通は、広域交通としての“鉄道や高速バス”、地域内交通としての“路線バスやコミュニティバス”に大きく2つに分けられ、市内には県下でも上位の乗降客数が利用するJR上諏訪駅があり、諏訪地域における交通の中心地となっている。

地域内交通バスは、平成29年10月と令和3年4月に一部ダイヤ路線改正に行い、路線バスの運行見直し及び改善要望を受けた路線を再構築し、表1のとおり13のバス路線を運行することにより利用者の利便性向上を図りながら、利用者増を目指す。

表1 諏訪市内を走るバス路線

| 種別 | No | 路線名 | 備考 |
|------------------------|------------------|--------------------------------|---------------------------------------|
| コミュニティバス (かりんちゃんバス) | ① | ・ 市内循環内回り線 | |
| | ② | ・ 市内循環外回り線 | |
| | ③ | ・ すわ外周線 | |
| | ④ | ・ すわライナー反時計回り線 | |
| | ④ | ・ すわライナー時計回り線 | 本年度地域内フィーダー系統として申請をする路線 |
| | ⑤ | ・ かりんちゃん子バス東山線 (反時計回り・時計回り) | |
| | ⑥ | ・ かりんちゃん子バス東西線 (反時計回り・時計回り) | |
| ⑦ | ・ かりんちゃん子バス大和四賀線 | | |
| 既存路線バス | ⑧ | ・ 本線岡谷茅野線 | 長野県生活交通ネットワーク計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている路線 |
| | ⑨ | ・ 上社有賀統合線 | |
| デマンド交通 | ⑩ | ・ 有賀峠デマンド交通 | |
| | ⑪ | ・ 霧ヶ峰デマンド交通 | |
| コミュニティバス(諏訪湖周スワンバス) | ⑫ | ・ 内回り線 | 長野県生活交通ネットワーク計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている路線 |
| | ⑬ | ・ 外回り線 | |

※ 以下、上表内の路線を示す場合は、Noにて記すこととする。

諏訪市民の移動手段は自家用車に依存しているものの、自動車を運転できない方にとって地域内バスは欠かせないものとなっている。また、高齢者の運転免許証返納の増加により、高齢者の通院及び買い物、通勤・通学を中心とした住民生活の移動手段を確保・維持していくことは、喫緊の課題となっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、長野県生活交通ネットワーク計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている上表⑧路線に接続する上表④から⑦を確保維持していく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

平成 29 年 2 月に当市で策定した、『第五次諏訪市総合計画後期基本計画（平成 29～33 年度）』に記載されているとおり、今回申請をする 4 路線を含むかりんちゃんバスの令和 4 年度における 1 便当たりの利用者数目標値は、7.5 人／便とする（362 日運行、総便数 11,222 便、年間目標利用者数 84,165 人＜平成 28 年度ベースで算出＞）。この目標を達成すべく、利用者の目標を下表の通りとしたい。

表2 かりんちゃんバス1便あたりの利用者数目標

| 年度 | 数値 |
|--------------------------------------|---------|
| 平成 27 年度（基準値） （H26.10.1～H27.9.30） | 7.2 人／便 |
| 令和 4 年度（目標値） （R3.10.1～R4.9.30） | 7.5 人／便 |

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保維持することにより、地域間幹線系統及び地域間交通ネットワークと連携した効率的なバス体系が実現でき、通勤・通学に利用する生徒及び通院・買い物等に利用する高齢者等の日常生活に不可欠な移動手段が確保できる。

また鉄道交通や幹線系統との接続により、地域住民の買い物等外出面での利便性の向上及び、地域の活性化が期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 市主催のイベントにてバスを展示し乗降の仕方を周知するとともに、小中学生を対象にした体験乗車企画を行い利用促進に努める。【実施主体：諏訪市】
- ・ 高齢者の運転免許証返納などで車が運転できなくなった際に備え、日頃バスに馴染のない“ふれあいサロン関係者（諏訪市社会福祉協議会登録団体）”を対象に、社協職員同行のもとバスに乗車する機会を設ける。【実施主体：諏訪市社会福祉協議会・ライフドアすわ、諏訪市】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

1 予定している時刻表

予定している時刻表 …… 別添のとおり

2 運行事業者決定の経緯

表 1 の④の路線については諏訪市が、平成 11 年にかりんちゃんバス運行開始時において、道路運送法の許可を受けている事業者及び同バスを運行するための補助金を支出する運行事業者として適正であると判断した事業者として諏訪バス（株）（現アルピコ交通（株））を決定した。

表 1 の⑤については、平成 29 年 10 月のダイヤ路線改正により車両の小型化について事業者と協議してきたところ、諏訪交通株式会社を運行事業者として決定した。

表 1 の⑥については、諏訪市地域公共交通協議会が平成 24 年にプロポーザルを行い、諏訪交通株式会社、アルピコタクシー株式会社、第一交通株式会社の 3 社を運行事業者として決定し運行してきたところだが、契約更新に伴う入札実施により平成 29 年 10 月から引き続き上記 3 社が運行を行うこととなった。

表 1 の⑦については、令和 3 年 4 月のダイヤ路線改正により路線延伸及び車両の小型化について事業者と協議してきたところ、諏訪地区タクシー事業協同組合を通して諏訪交通株式会社を運行事業者として決定した。

3 運行予定期間

通年（ただし、8 月 15 日、9 月第 1 土曜日は運休の予定）

4 地域内フィーダー系統の補足資料

地域内フィーダー系統は、諏訪市の主要道路網を有効的に活用しながら運行しており、他の路線バスや鉄道交通と一体となって市民の移動等を支援する機能を有している。

また、地域間幹線系統の「本線（岡谷・茅野線）」に上諏訪駅停留所を含めた要所の停留所で接続し、市民の移動を支援する機能を有している。

地域内フィーダー系統、地域間幹線系統及び既存交通は、一体となって効率的な交通ネットワーク（バス路線網）を形成している。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

諏訪市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

1. 表 1 の路線④ …… アルピコ交通（株）

1. 表 1 の路線⑤⑥…………… 諏訪交通（株）

1. 表 1 の路線⑦ …… 諏訪交通（株）・アルピコタクシー（株）・第一交通（株）

| |
|---|
| 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 9. 別表 1 の補助対象事業の基準のハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 10.生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 11.外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付 |
| 13.車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 14.車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |

| |
|---|
| <p>15.車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>16.老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>17.貸客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p>【貸客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>18.貸客混載の導入に係る定量的な目標・効果</p> <p>【貸客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>19.貸客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</p> <p>【貸客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>20.協議会の開催状況と主な議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 24 年 2 月 3 日（第 1 回協議会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪市地域交通協議会設立、協議会規約の承認 ■ 平成 24 年 3 月 15 日（第 2 回協議会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送法に基づく法定協議会として位置づけるため規約の改正 ・ かりんちゃんバス新規路線（子バス）案説明 ■ 平成 24 年 5 月 17 日（第 3 回協議会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会として新規路線（子バス）案を確定する。 —平成 24 年 10 月 1 日 かりんちゃん子バス大和四賀旧道線開設— ■ 平成 25 年 4 月 19 日（第 7 回協議会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度事業として、諏訪市内の公共交通の現状を調査すべく、調査事業を実施することが決定 ■ 平成 26 年 3 月 24 日（第 11 回協議会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事業の結果を踏まえた「諏訪市生活交通ネットワーク計画（案）」を可決、策定 ・ 同計画においてかりんちゃんバス 5 路線について、調査結果を踏まえた新規路線（案）を盛り込む。 ■ 平成 26 年 6 月 24 日（第 12 回協議会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認 |

(計画期間：平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日)

- 平成 27 年 6 月 26 日 (第 13 回協議会)
 - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認
(計画期間：平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日)
- 平成 28 年 6 月 28 日 (第 14 回協議会)
 - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認
(計画期間：平成 28 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日)
- 平成 28 年 8 月 30 日 (第 15 回協議会)
 - ・ 平成 28 年度有賀峠デマンド交通運行 (案) ※平成 28 年 10 月運行開始
- 平成 29 年 6 月 28 日 (第 16 回協議会)
 - ・ かりんちゃんバス路線改正 (案)
 - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認
(計画期間：平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日)
- 平成 30 年 6 月 22 日 (第 17 回協議会)
 - ・ かりんちゃんバス路線一部改正 (案)
 - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認
(計画期間：平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日)
- 令和元年 6 月 21 日 (第 18 回協議会)
 - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認
(計画期間：令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日)
- 令和元年 11 月 8 日 (第 19 回協議会)
 - ・ 諏訪湖周スワンバス運行事業の移管について
 - ・ 諏訪市地域公共交通協議会規約の一部改正について
 - ・ かりんちゃんバス路線改正 (案) について
- 令和 2 年 6 月 26 日 (第 20 回協議会・書面決議)
 - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認
(計画期間：令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日)
 - ・ 花火等のイベント中止に伴うかりんちゃんバス等運行について
 - ・ 「どんどん橋」停留所の移転について
- 令和 2 年 11 月 6 日 (第 21 回協議会・書面決議)
 - ・ スワンバスの相互運行登録について
- 令和 2 年 12 月 28 日 (第 22 回協議会・書面決議)
 - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画変更協議・承認
(計画期間：令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日)
 - ・ 停留所名の変更について
- 令和 3 年 6 月 30 日 (第 23 回協議会)
 - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議
(計画期間：令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日)
 - ・ 活性化再生法に基づく法定協議会として位置づけるため規約の改正

| 21. 利用者等の意見の反映状況 | |
|--|--|
| <p>協議会の構成員には、市内各ブロックの住民代表者、商工会議所等の組織の代表者がおり、住民や利用者の意見が反映できていると判断する。</p> <p>また、令和3年4月かりんちゃんバス路線改正に伴い、その後利用者から寄せられた意見やバス乗務員との意見交換・アンケート調査を行ったことにより、利用者の意見が反映されたと考える。</p> | |
| 22. 協議会メンバーの構成員 | |
| 関係都道府県 | 長野県諏訪地域振興局企画振興課 |
| 関係市区町村 | 諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | アルピコ交通(株)中南信支社、 長野県タクシー協会諏訪支部、 東日本旅客鉄道(株)上諏訪駅、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、長野県諏訪建設事務所、諏訪市建設部建設課 諏訪警察署、諏訪地区タクシー乗務員連絡協議会、 アルピコ労働組合諏訪バス支部 <オプザバー> 諏訪市経済部観光課、諏訪市健康福祉部社会福祉課・高齢者福祉課、諏訪市教育委員会事務局教育総務課 |
| 地方運輸局 | 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 早稲田大学創造理工学部教授（長野県交通アドバイザー）、 諏訪商工会議所、諏訪市社会福祉協議会、 上諏訪地区・豊田地区・中洲地区・四賀地区・湖南地区の住民代表 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 諏訪市高島一丁目 22 番 30 号

(所 属) 諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課

(氏 名) 小林 佳奈

(電 話) 0266-52-4141 (内 289)

(e-mail) senryaku@city.suwa.lg.jp